



けやき通信

ごあいさつ

「相続セミナー開催のお知らせ」

6月は、東京2回と京都に1回行ってきました。人もすごく多く、コロナ前に戻った感じを肌で感じ取れました（半分以上の方が、脱マスクですね。）。
さて、6月のけやき通信でもご案内しましたが、7月23日（日）に第8回相続セミナー「笑顔相続の作り方」を開催します。参加費無料・予約不要ですので、是非ともご参加ください。

6月は、東京2回と京都に1回行ってきました。人もすごく多く、コロナ前に戻った感じを肌で感じ取れました（半分以上の方が、脱マスクですね。）。
さて、6月のけやき通信でもご案内しましたが、7月23日（日）に第8回相続セミナー「笑顔相続の作り方」を開催します。参加費無料・予約不要ですので、是非ともご参加ください。

記

日 時：令和5年7月23日（日）14：00～

場 所：豊明市商工会館 1階ホール

セミナー：14：00～15：40（先着15名様）

相談会：15：45～17：00（先着順）

講 師：棚瀬誠弁護士、加古渉税理士、吉川豊司法書士の3名

今月のテーマ

「遺言編スタート～遺言の基礎～」



1. 遺言編スタート

先月号までは、相続の基礎知識や遺産分割の諸論点について説明してきました。

今月号からは、相続に次いで興味・関心の高い「遺言」について説明して行きます。

2. 遺言とは・・・

平たい表現をすれば、「自分の財産を、自分の死後、誰に引継ぐかを決めておくもの」です。

3. 遺言の作成能力

遺言は、15歳以上なら作成できます。

ただし、認知症など判断能力が低下した方は作成が困難です。また作成したとしても、後日その遺言の有効・無効をめぐる争いが生じる可能性があります。

4. 遺言でできること・できないこと

遺言は、「自分の財産を、自分の死後、誰に引継ぐかを決めておくもの」です。ですので、「預貯金・土地・建物を長男Aに相続させる。」など財産の引継ぎについて記載することで、その思いを実現することができます。また、「遺言執行者」「祭祀承継者」「認知」など財産の引継ぎとは関係のないことも記載でき、記載した場合、法律上の効果が生じます。

一方、遺言書に記載しても法律上の効果が生じないものもあります。例えば、遺言の作成趣旨を伝えたり、「きょうだい仲良く生活して欲しい。」といった記載のことです。これを「付言」といいます。

5. 自筆証書遺言と公正証書遺言

遺言の作成方式として、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」などがあります。いずれの方式で作成するかは、遺言者が自由に選択できます。

6. 自筆証書遺言とその特徴

自筆証書遺言は、全文・日付・氏名を自書し、押印することで作成する遺言です。

特徴として、紙とペンがあれば作成できますので、気軽に安価に作成できます。

一方、全文を自書しなければいけないので、長文や内容が複雑な場合は不向きです。ただし、相続財産の目録を添付する場合は、その目録はパソコンで作成できるなど、一部を自書しなくても良くなりました。

7. 公正証書遺言とその特徴

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、公証人によって作成する遺言です。

特徴として、公証人が作成しますので信頼度が高く、また自書しなくても良いので、長文や内容が複雑である場合に向いています。

一方、公証人の手数料が必要であるなど、作成に若干のコストがかかります。

8. 自筆証書遺言書保管制度について

自筆証書遺言は、保管方法も遺言者が自由に決められますが、半面、紛失や第三者による偽造のリスクがあります。このリスクを解消する方法として、作成した自筆証書遺言書を法務局に預ける制度（「自筆証書遺言書保管制度」といいます。）があります。この制度を利用すれば、紛失や偽造のリスクを解消できるだけでなく、家庭裁判所で遺言の存在を確認する「検認」も不要となります。なお、公正証書遺言は、原本が公証役場で保管されますので、紛失や偽造の心配はありません。

今月号は、遺言の基礎知識を中心に説明しました。

次号からは、「遺言の活用」という視点で説明して行きます。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊

TEL 0562-91-4350

豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103

業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。）



主な取扱い業務

✓相続・遺言の作成支援・成年後見等

✓不動産の贈与・売買・担保権抹消

✓会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市